



公益財団法人びわ湖霊園定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人びわ湖霊園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、滋賀県における墓地の需要に応えるとともに墓地の近代化および均一化を図ることにより、県民のための低廉な価格の墓地を提供し、その管理を行い、もって、県民の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域的な墓地の需給状況の調査研究
- (2) 墓地の造成および貸付けならびに維持管理
- (3) 法要施設の設置および維持管理
- (4) 納骨堂の整備、貸付けおよび祭祀ならびに維持管理
- (5) 無縁となった墳墓を祭りあるいはその墳墓の祭祀を承継するための祭祀施設の設置および管理ならびに祭祀
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業については、滋賀県内において行うものとする。

(規律)

第5条 この法人は、公正かつ適正に運営し、第3条に規定する公益目的の達成と社会的信用の維持、向上に努めるものとする。

第3章 資産および会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書および収支予算書ならびに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。

3 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

第 9 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事および監事ならびに評議員の名簿

(3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第 1 項の承認を受けた書類その他法令で定められた書類については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(定数)

第 11 条 この法人に、評議員 3 名以上 5 名以内を置く。

(選任等)

第 12 条 評議員の選任および解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員およびその配偶者または 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益社団法人および公益財団法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ 次の団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人または同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書その他法令で定められた書類を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

い。

5 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは辞任または任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 14 条 評議員には、その職務執行の対価として各年度評議員全員の報酬の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員ならびに理事および監事の選任および解任

(2) 評議員ならびに理事および監事の報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分または除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類および開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示し

て評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名以上が議長とともに前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(種類および定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4 名以上 6 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の 1 名を副理事長、理事長及び副理事長以外の 1 名を常務理事とすることができる。
- 4 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長および常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 26 条 理事および監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事または監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書その他法令で定められた書類を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務および権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐しこの法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、副理事長に事故があるときまたは副理事長が欠けたときは、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長および常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、理事長の職については 2 期（通算して 4 年間）とする。なお、前任者の残存年数は算入しないものとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事または監事は、第 25 条第 1 項で定める定数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 理事または監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 31 条 理事および監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするこの法人との取引

(2) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除または限定)

第 33 条 この法人は、法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長、相談役および顧問)

第 34 条 この法人に名誉会長および顧問を置くことができる。

2 名誉会長および顧問は、学識経験者のうちから理事会において任期を定めたいえで選任する。

- 3 名誉会長および顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 名誉会長および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長および常務理事の選定および解職
- (4) その他法令またはこの定款で定められた事項

(開催および招集)

第37条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令で別段の定めがある場合を除く。
- 3 前項本文の場合において、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事および監事の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事はその決議に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条および第 12 条の規定の変更についても適用する。

3 第 1 項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 46 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

第 48 条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

第 10 章 公告の方法

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(追記) 登記の日は平成 25 年 4 月 1 日

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、山本重明とする。

4 この改正定款（第 25 条第 1 項第 1 号および第 29 条第 1 項）は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。



この定款(写し)は、原本と相違ないものと認めます。

平成 27 年 月 日

公益財団法人 びわ湖雪園 理事長

今坂 哲

